

## 『二松学舎大学論集』 投稿規定 (文学部)

### (一) 投稿資格

- 1、本学の専任教員である者。(総合科目担当者を含む)
- 2、本学の非常勤講師であって、専任教を持たない者。

### (二) 投稿原稿

- 3、投稿原稿(以下「原稿」と略称)は、未公表の学術論文に限る。ただし、口頭で発表しこれを始めて論文に纏めたものは、未公表と見なす。

### (三) 原稿枚数等

- 4、原稿は、校正時加筆を要しない完全原稿とする。
- 5、原稿枚数は、本文・注・図版等をあわせて、四〇〇字詰原稿用紙六〇枚相当以内を厳守すること。  
注は、原稿用紙一マスに一字を納める。  
ワープロ等を使用の場合は、一行二〇字とし、毎ページ何行かを見やすい場所に明記する。なお、機種明記の上フロップピーと共に提出すること。
- 6、図版を必要とする場合、占有面積一ページ分を四〇〇字詰原稿用紙二、五枚の割合で換算する。図版原稿は、そのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。
- 7、同一標題の論文は、原則として連載を認めない。

(四) 体裁・表記等

- 8、漢文に返点・送り仮名を付けることは原則として認めない。ただし、日本漢文・日本漢学等に関する内容のもので訓点の施し方自体を論ずる場合はこの限りではない。
- 9、注は、各章・節ごとに付けず、通し番号を施して全文の末尾に纏める。割注を用いることは認めない。
- 10、裏表紙の英文論文題名は、執筆者の責任に於いて原稿末尾に、改行して記入すること。

(五) 原稿締切り、提出先

11、原稿締切りは、毎年十月末日とする。

12、提出先は、千代田校舎の場合は、教学部 教務課とし、沼南校舎の場合は、教学部 沼南教務課とする。

(六) 校正等

13、執筆者校正は、再校までとする。

14、校正時の加筆、訂正は、初稿段階に限り、必要最小限のものについてのみ認める。再校時の加筆・訂正は、絶対にこれを認めない。

15、大部にわたり加筆・訂正された場合は、その結果加算される印刷費は、執筆者の負担とすることがある。

16、執筆者の責任で、校正が期限を越えて遅延し、発刊に支障をきたすことが予想される場合は、編集委員会の責任に於いて、掲載を中止する場合がある。

(七) 抜刷等

17、掲載論文の執筆者に対しては、抜刷五十部を贈呈する。抜刷の追加を希望する場合は、初校返送時に追加所要部数を連絡すること。ただし、抜刷追加部数の実費は、本人負担とする。